

御殿場市工場立地法に基づく準則条例を制定しました

平成23年8月30日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（H23年法律第105号）」が公布された事に伴い、工場立地法で定められた緑地面積率（現行20%以上）及び環境施設面積率（25%以上（緑地面積率を含む））を国が定める範囲内で、地域の実情に合わせ独自に設定できるようになりました。

御殿場市では、自社有地の更なる有効活用により生産性や利便性の向上を図り、より一層の企業活動の活性化を図る事を目的に、国の基準に代えて適用する「御殿場市工場立地法に基づく準則条例」を平成25年6月19日に制定し、同日公布しました。

本件に関する問い合わせ 御殿場市産業水道部商工観光課
電話 0550-82-4622

工場立地法に基づく届出義務がある工場は...

日本標準産業分類（総務省所管）により大分類Eに分類された製造業、又は電気・ガス・熱供給者（水力・地熱発電所は除く）のうち
敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上の工場が対象となります。

【これまで】

工場立地法による「緑地面積率」及び「（緑地を含む）環境施設面積率」

「緑地面積率」...工場の敷地全体に対して20%以上

「（緑地を含む）環境施設面積率」...工場の敷地全体に対して25%以上

「緑地面積率」、「（緑地含む）環境施設面積率」は、立地している区域を問わず、工場立地法により全国一律の基準となっています。

【平成25年6月19日以降】

御殿場市内の工場立地法に該当する工場は、国の基準に代えて適用する「御殿場市工場立地法に基づく準則条例」に基づき、立地している区域により、「緑地面積率」と「（緑地を含む）環境施設面積率」について、下記の表の数値を適用します。

区域の区分	区域の範囲... （都市計画法で定められた用途地域）	「緑地面積率」 （緑地面積の敷地面積に対する割合）	「（緑地を含む）環境施設面積率」 （環境施設面積の敷地面積に対する割合）
第2種区域	準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	工業地域及び工業専用地域	100分の10以上	100分の15以上
第4種区域	用途地域の定めのない地域	100分の15以上	100分の20以上

準則条例の施行日
平成25年6月19日

重複緑地の算入率

	国が定める範囲	御殿場市
重複緑地の算入率	25%以上～50%以内	50%以内

工場立地法に基づく届出義務がある工場は...

日本標準産業分類（総務省所管）により大分類Eに分類された製造業、又は電気・ガス・熱供給者（水力・地熱発電所は除く）のうち
敷地面積9,000㎡以上 又は 建築面積3,000㎡以上の工場が対象となります。

<国が定める範囲との比較>

緑地面積率及び環境施設面積率

		国が定める範囲	御殿場市
第1種区域	緑地面積率	20%超～30%以下	設定なし
	環境施設面積率	25%超～35%以下	設定なし
第2種区域	緑地面積率	10%以上～25%以下	10%以上
	環境施設面積率	15%以上～30%以下	15%以上
第3種区域	緑地面積率	5%以上～20%未満	10%以上
	環境施設面積率	10%以上～25%未満	15%以上
第4種区域	緑地面積率	5%以上～25%以下	15%以上
	環境施設面積率	10%以上～30%以下	20%以上

工場立地法の基準を適用（緑地面積率20%以上、環境施設面積率25%以上）

<用語の定義>

緑地...樹木が生息する土地等であって工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもので、低木、芝、その他の地被植物（手入れが行われているものに限る）で表面が被われている土地等をいいます。

環境施設...緑地及びこれに類する施設で工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもので、緑地以外の環境施設とは以下のものをいいます。

- 1 噴水、水流、池、その他の修景施設
- 2 屋外運動場
- 3 広場
- 4 屋内運動施設
- 5 教養文化施設
- 6 雨水浸透施設
- 7 太陽光発電施設
- 8 その他（調整池、野菜畑など）

重複緑地...建築物の屋上庭園、配管パイプ等の下の芝生、緑化ブロック等を使用した駐車場などで他の施設と重複しているものをいいます。

本件及び工場立地等に関する問い合わせは

市役所商工観光課 電話 0550-82-4622 まで